



青森県報

号外第二十八号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

日 次

規 則

規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をいに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十八号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年十一月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

分離課	土地等の事業・雑所得
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	

を

分離課	土地等の事業・雑所得
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	

に改める。

- 青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令………(労政・能力開発課)…六
- 青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令………(河川砂防課)…六

訓 令

規 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

青森県規則第二十九号

青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第五百三十八号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定により主務大臣又は知事に提出する書類（同令第十二条第一項及び第三項に規定する書類を除く。）及び磁気ディスクは、環境保健センター所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

第十五条中「福祉事務所（市の福祉事務所を除く。）」を「健康福祉こどもセンターアー」に改める。
別表第一の四の2の(3)中「助産婦」を「助産師」に改める。

別表第一の1の1の(3)及び3の表中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十一号

青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

青森県栄養士法施行細則（昭和四十四年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」及び「」を「以下「政令」という。」及び「」に改め、「以下「省令」という。」を削る。

第二条各号を次のように改める。

一 政令第一条第一項の規定による栄養士免許申請書 第一号様式

二 政令第三条第一項及び第五条第一項の規定による栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書 第二号様式

三 政令第四条第一項又は第三項の規定による栄養士名簿登録抹消申請書 第三号様式

四 政令第六条第一項の規定による栄養士免許証再交付申請書 第四号様式

五 政令第六条第五項又は第八条第三項の規定による栄養士免許証返納書 第五号様式

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のよう改める。

第三条中「栄養士法施行令」を「政令」に、「保健所長」を「健康福祉こどもセンターアー所長」に改める。

第1回様式「本籍」や「本籍(国籍)」、「若しくは戸籍抄本」や「戸籍抄本」は各々「(昭和42年法律第81号)」を通り、回様式の丸や点のものとされる。

注1 (国籍)の欄は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1回様式「栄養士免許証訂正申請書」や「栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書」、「免許証の記載事項」や「登録事項」、「栄養士免許証の訂正」や「栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付」、「本籍(国籍)」

や「又は戸籍抄本」、「若しくは戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し」、「回様式の丸や点のもの」とされる。

注1 (国籍)の欄は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1回様式や記載。

第1回様式「栄養士免許証提出(返納)書」や「栄養士免許証返納書」は各々、「(栄養士との統柄)」や記載、「提出(返納)します」、「返納します」、「提出(返納)理由」や「返納理由」は各々、回様式の丸や点のものとされる。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1回様式や第1回様式や記載。

第1回様式「本籍」や「本籍(国籍)」、「亡失」や「汚損亡失」、「き

損の」や「き損又は汚損の」は各々、回様式の丸や点のものとされる。

注1 (国籍)の欄は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1回様式や第1回様式や記載。

第3号様式(第2条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

年月日

青森県規則第11回

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改訂する規則

(昭和16年1月青森県規則第1回)の一部を次

住所
(登録者との統柄)
氏名

下記により栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

1 登録者の氏名及び生年月日	姓	名	年	月	日生
2 登録番号	第	号			
3 登録年月日			年	月	日
4 申請理由					

添付書類 1 栄養士免許証

2 死亡又は失そうの届出義務者が申請する場合は、戸籍抄本又は除籍抄本

注1 (登録者との統柄)の欄は、死亡又は失そうの届出義務者が申請する場合に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附記

の規則は、平成十四年四月一日から施行する。

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十四年三月十九日

青森県知事 木村伸男

第一条中「青森県保健所」を「青森県健康福祉」と改める。

第二条第四号中「保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)(准看護婦(士))」を「保健

師、助産師、看護師(准看護師)に改め、同条第五号中「保健婦(士)、助産婦、看

護婦(士)」を「保健師、助産師、看護師の」に、「保健婦(士)、助産婦、看護婦

(士)実習生」を「保健師、助産師、看護師実習生」に改める。

第三条第一項中「保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)実習生」を「保健師、助産

師、看護師実習生」に改める。

第一号様式中「看護婦(士)実習生」や「看護師実習生」に改める。

第一号様式中「保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)実習生」や「保健師、助産師、看護師実習生」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第111号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年三月青森県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第一項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第十五条第二項中「保健所長」を「健康福祉」ともやセンター所長に改める。

第十七条中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第四号様式中「被保険者等の別」を「保険の種類」に改め、「介保」を削り、「福

祉事務所名」や「申請先」に改める。

第十一年様式中「第5項」や「第4項」に改める。

第十八条様式中「保健所長」や「健康福祉子どもセンター所長」に改める。
第111号様式を次のとおりに改める。

第21号様式(第11条関係)

患 者 票

公費負担者番号	21026018
通院医療費 受給者番号	
精神障害者保健福祉手帳の手帳番号	

青 森 県 国

受給者	氏名	性別	生年月日
受給者	住所		

年 月 日交付

保険の種類	受給者	性別	生年月日
通院医療の 医療機関等	名 称	所在地	
有効期間			

注 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

第111号様式中「青森県知事 国」や「健康福祉子どもセンター所長 国」に、「異議申立て」や「審査請求」に改める。

第111号様式中「青森県知事 国」や「健康福祉子どもセンター所長 国」に、「第5項」や「第4項」に、「同条第6項」や「同条第5項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されてる患者票は、改正後の青森県精神保健及ぶ精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製された患者票とみなす。

青森県漁船法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十四年三月一十九日

青森県知事 木 村 守 男

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
第七号様式中「第14条第1項」や「第17条第1項」に改め、同様式を第六号様式とする。

青森県規則第二十四号

青森県漁船法施行細則の一部を改正する規則

青森県漁船法施行細則（平成十二年三月青森県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二〔第三項〕を「第四条第三項」に、「第三条の二〔第六項〕」を

「第四条第六項」に改める。

第三条中「第三条の二〔第九項〕を「第四条第九項」に改める。

第五条第一項及び第二項中「第三条の二」を「第四条」に、「第七条」を「第八条」に改め、同条第四項中「その許可」を「法第四条の規定による知事の許可」に、「第七条」を「第八条」に改める。

第六条第一項中「法第九条第一項」を「法第十条第一項」に改め、同項第一号中「第七条」を「第八条」に改める。

第七条の見出しを「（検認の届出）」に改め、同条第一項を次のように改める。

省令第十一条の二第一項の規定による届出は、動力（無動力）漁船検認場所等届出書（第五号様式）を提出して行わなければならない。

第七条第二項を削り、同条第三項中「前二項の申請」を「前項の届出」に、「申請者」を「届出者」に改め、同項を同条第一項とする。

第八条中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第七号様式」を「第六号様式」に改める。

第一号様式中「第3条の2第9項」や「第4条第9項」に改める。

第一号様式中「第5条第2項」や「第6条第2項」に改める。

第二号様式及び第四号様式中「第7条」や「第8条」に改める。

第五号様式中「動力（無動力）漁船検認申請書」や「動力（無動力）漁船検認場所等届出書」は、「漁船法第11条の2」や「漁船法施行規則第11条の2第2項」により申請します」や「届け出ます」が「指定された検認を受ける」や「検認を受けようとする」とするに改める。

青森県規則第二十五号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則（昭和三十七年五月青森県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第四条第一項中「青森県県土整備部監理課」を「青森県行政資料センター規程（昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号）第一条に規定する行政資料センター」に改め、同条第五項中「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十四年三月一十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十六号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第一十号）の一部を次の

ようにより改正する。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第三条第一項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同条第二項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に改める。

第六条中「弘前土木事務所」を「弘前県土整備事務所」に、「五所川原土木事務所及び十和田土木事務所」を「五所川原県土整備事務所、十和田県土整備事務所及びむつ県土整備事務所」に改める。

第十六条中「第十条の五第一項」を「第十条の四の二第一項」に改める。

第十七条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第二十七条第一項中「所管土木事務所」を「所管県土整備事務所」に改め、同条第四項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第二十八条及び第三十条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項第一号、第十六条及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十二号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県訓令甲第二十二号	
府 中 一 般	各 出 先 機 関
県 土 整 備 事 務 所	管 理 す る ダ ム
青森県土整備事務所	堤川下湯ダム 浅虫川浅虫ダム
五所川原県土整備事務所	小飯詰川小飯詰ダム 泊川小泊ダム
十和田県土整備事務所	野辺地川清水目ダム 川内川川内ダム

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令

青森県出稼労働者相談員規程（昭和四十七年四月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「八人」を「四人」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十三号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県知事 木 村 守 男

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条中「機関」を「県土整備事務所」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

県 土 整 備 事 務 所	管 理 す る ダ ム
青森県土整備事務所	堤川下湯ダム 浅虫川浅虫ダム
五所川原県土整備事務所	小飯詰川小飯詰ダム 泊川小泊ダム
十和田県土整備事務所	野辺地川清水目ダム 川内川川内ダム

第一印様式の裏面「機関」や「県土整備事務所」を除く。

第一印様式

所長	次長	総務課長	建設第一課長 (工事課長)	河川第二係長 (工事第一係)	課員

」を
に

所長	次長	総務室長	河川砂防管理 課長	課員

改め。

附
則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十七円八十五銭	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人